

INTERNATIONAL TAXATION

vol.1 **国際税務** 1981.5

- 国際課税の現状と展望
- タックス・ヘイブン税制の問題点
- 過大借入金の支払利息否認
- イギリスの法人税制
- 外国株式の配当に対して事業税は
- 海外税務調査の実態

税務研究会

国際税務

目次

-
- | | |
|---------------------|------|
| 4. 国際税務研究会々長挨拶 | 細見 卓 |
| 5. 発刊によせて | 吉国二郎 |
| 10. 国際税務研究会の発足にあたって | 藤原嘉雄 |
-

■解説

- | | |
|--------------------------------|------|
| 11. タックス・ヘイブン対策
—税制の概要と問題点— | 武田昌輔 |
| 15. 国際課税の現状と展望 | 眞鍋光廣 |
-

■海外税制紹介シリーズ①

- | | |
|--------------------|-------|
| 22. イギリスの法人税制（その1） | 佐々木秀一 |
| 27. 租税条約のはなし | 小松芳明 |
-

■カレント・トピックス

- 6. レーガン政権の減税案
 - 6. イギリスの税制改正
 - 7. 日中租税条約の予備交渉
-

■ハイライト

- | | |
|-----------------|------|
| 8. 過大借入金の支払利息否認 | 福山博隆 |
|-----------------|------|
-

■ケース・スタディ

- | |
|-----------------------|
| 30. 外国株式の配当に対する事業税の課否 |
|-----------------------|
-

■コンサルタント

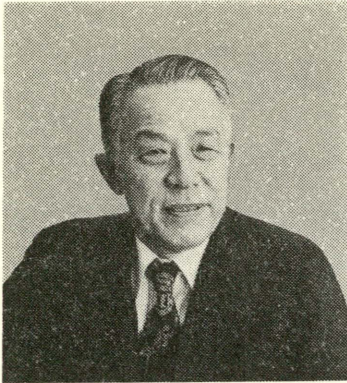
- 32. 合併会社の解散による貸倒損失
 - 32. 中国の駐在員課税
 - 33. 外国人役員に対する現物給与
 - 34. 海外出向者の留守宅の家賃収入
 - 35. 外国法人の納税義務
 - 36. 特定外国子会社の判定と適用除外
-

- | | |
|---------------|------|
| 14. 政府間協議の実施 | 小松芳明 |
| 37. カントリー・リスク | |
| 41. ロイター・レート | |
-

■国会だより

- 38. トランスファー・プライシングについての対応策
 - 40. 海外取引に伴う調査態勢
-

ご挨拶



国際税務研究会々長 細見 卓

ここに、INTERNATIONAL TAXATION（国際税務）の発刊にあたりご挨拶を申し上げます。

ご承知のように、今日生起する問題は、わが国の置かれている環境からみて、常に国際的視野に立ち、国際的動向を踏まえたうえでなければ的確な解決は到底できない実情にあります。

このことは、税務問題についても例外ではありません。そして、諸外国の税制は海外において事業活動を営む企業に対する課税問題に直接関連することことはもちろんであります。国内における税務問題についても、税制の国際比較が重視され、また海外における税制改正の動きに注目されていることは周知の通りであります。さらに諸外国の課税がどのように行われているかの検討も、欠くことのできないものとされているところであります。

ところで、国際租税の問題については、一部の機関や有識者の間では既に関心をもち、また、研究もなされているところでありますが、

これらはいわば協力体制になく、個別的なものとなっている憾みがあります。

このことは、国際課税に関する専門的な研究誌が存しないこともその証左といえましょう。

このたび「週刊税務通信」の発行母体である税務研究会が創立35周年を迎え、その主要な記念事業として「国際税務研究会」を設立し、この事業をすすめるため、ここに本誌を刊行することになりました。

本誌は、諸外国の税制、租税条約の他、企業に関する国際課税問題の調査研究の成果を掲載しますが、特に実務的な面を重視したいと考えております。

本誌の編集は斯界の権威者と知られている武田昌輔、小松芳明の両氏が責任をもってこれに当たります。

われわれは「バック・ナンバーが欲しい」をキャッチフレーズに、本誌の記事内容については、国内の権威者はもちろん、海外の租税専門家からの寄稿を仰ぎ、読みごたえのあるものとするを念願としております。

われわれの以上の趣旨をご理解のうえ、ここに皆様の心からのご協力を期待する次第であります。

（海外経済協力基金総裁）



◇ 諸外国との税制上の問題も社会制度の一つである以上、その国の由つて来たる歴史的、社会的な風土を理解しなければ、本当に理解したことにはならない。したがって、まずそのことについて理解することが必要である。

◇ わが国の法人税は、いわゆる確定決算主義によつているが、アメリカではこれによらない理由はどうか

ということを数年前に来日したハーバード大学のサリー教授に質問したところ、当然のごとく課税所得と企業利益は別ものだと答であつた。これなども、筆者のアメリカの国民性の知識の欠如によるものと考えさせられた。

◇ こんなことを考えると、大海の水をいかにして飲むかというようなものであるが、飲むだけ飲むという考えで、本誌は手近な、実務的なところから始めることにしました。地味ではありますが、実務を中心とした身近な、役に立つ雑誌としたいと念願しております。心から御支援下さい。

創刊に寄せて

吉国二郎



私の尊敬する友人の二人、武田昌輔成蹊大学教授と小松芳明亜細亜大学教授を中心に国際租税に関する研究会が組織され、その研究成果等を発表する機関誌 International Taxation の創刊号がこの程発行のはこびとなつた。

世界経済との関連なしにはわが国の経済を語れない程、国際交流が密接となつた昨今、真に時宜に適した企画だと慶賀に耐えない。

国際租税の問題の中心は、当然ながら複数国間に亘る経済活動に関して発生する国際二重課税排除の問題と国際間の活動を利用した脱税の防止の問題だと思う。

人的な租税を実施している国では、居住者にはその全体の課税標準額を対象に、非居住者には自国内で発生する課税標準額を対象にして課税するのが通例だと思う。そこに国際二重課税発生契機があるわけだ。つまり、仮にAB両国間内で事業を行つている法人についていうと、居住地国であるA国では、その法人の全所得（AB両国間を通じての所得）に課税され、非居住地国のB国では、B国内で発生する所得に課税を受けることになる。後者が仮に全所得の50%を占めるとすれば、両国の課税の結果、この法人は自らの所得の150%を課税標準額として課税されることになる。

これは明らかに不合理でもあり、また、国際的経済交流に対する重大な阻害原因ともなるだろう。第一次世界大戦後に成立した国際連盟がこの問題を採り上げて、二国間の条約による二重課税排除を提案し、これを推進した。第二次大戦後は、国際連合、OECDが引き続きこれを推進し、そのためのモデル条約も制定され、各国の専門家の協議で、その内容の改善が続けられている。

前にも述べたように、この二重課税の排除と

ともに、国際的経済活動を利用する脱税についても国際協力によつて、防止する体制が着々と整えられている。

国際二重課税排除と租税の遁脱の防止のための条約を締結するための交渉は、外務・大蔵両省の担当者によつて行われることになっている。事柄の性質上、実質的内容についての協議は大蔵省側が担当する場合が多い。

大蔵省には主税局に国際租税課がおかれている。戦後この種の租税条約は数十カ国との間で締結された。私も一時、国際租税課長を兼務したりして、何回か租税条約締結の交渉に参加しことがある。

何しろ、各国の租税法にはいろいろ違いがあり、条約をそれに擦り合わせてゆくことは難かしいし、二重課税を排除するについての双方の譲歩の程度については国益が絡んでくるので、交渉は可成り難航することが多いようだ。

一方、課税の公平とか徹底をはかる段になると双方が一緒になつて知恵を出し合うという場面も少なくない。英国との交渉のときのことだが、イギリスでは英国国民(British Subject)とそれ以外の居住者では若干課税上の差異があり、条約の一般的な居住者取扱の条項では課税の脱漏が生ずる恐れが生じた。英国側は、お互同志大議論の末、何とかその穴を塞ぐ案を作り上げた。考えてみると自国居住者の負担が重くなるわけだが、さすがに税務専門家らしく、税の公平には厳しいものだと感じ入つたことを覚えている。(横浜銀行頭取 国際税務研究会顧問)